# 平成 28 年試験 (2016 年 8 月実施) 論文式 的中実績

## 監査論

## 本試験

#### 第1問

### 問題 1

監査人は、現行のリスク・アプローチにおいて、被監査会社の「事業上のリスク」を評価しなければならない。一方、経営者は、組織目標の達成を阻害する要因としてのリスクを評価する。監査人が評価しなければならない「事業上のリスク」は、経営者が評価するリスクとどのように異なるか説明しなさい。

### ≪解答 1≫

経営者が組織目標の達成を阻害する要因として評価するリスクには、企業目的の達成や戦略の遂行に悪影響を及ぼし得る重大な状況、事象、環境及び行動の有無に起因するリスク、又は不適切な企業目的及び戦略の設定に起因するリスク全般が含まれる。

一方、監査人はあくまでも財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて意見表明するため、監査人が評価すべき事業上のリスクは、経営者が評価するリスクのうち財務諸表の重要な虚偽表示リスクにつながる可能性のある事業上のリスクに限定される点で異なる。

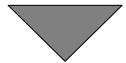
### 第1問

### 問題 2

現行のリスク・アプローチでは、監査人は、重要な虚偽表示リスクを、「財務諸表全体レベル」と「アサーション・レベル」とで評価することが要求されている。その理由を説明しなさい。

### ≪解答 2≫

財務諸表における重要な虚偽表示は、経営者の関与等から生ずる可能性が相対的に高くなっているが、従来のリスク・アプローチでは、「アサーション・レベル」における固有リスクと統制リスクの評価、及びこれらと発見リスクの水準の決定との対応関係に重点が置かれており、監査人は自らの関心を、「アサーション・レベル」に狭めてしまう傾向や、財務諸表に重要な虚偽表示をもたらす要因の検討が不十分になる傾向があった。そこで、広く財務諸表全体における重要な虚偽表示を看過しないため、重要な虚偽表示リスクを「財務諸表全体レベル」と「アサーション・レベル」とで評価することが要求されている。



## 論文グレードアップ答練 第2回

### 第二問

### 問1

リスク・アプローチに基づく監査では、監査の有効性と効率性が同時に達成される。これについて、監査リスクと保証水準との関係に触れたうえで説明しなさい。

### 問 2

重要な虚偽表示のリスクは被監査会社に存在するリスクであり、監査人が直接変動させることはできないため、監査人にはこれを評価することが求められており、監査人が決定しなければならない発見リスクとはその性質を異にする。しかしながら、重要な虚偽表示のリスクを監査人が間接的に変動させることは可能である。そこで、監査人が間接的に重要な虚偽表示のリスクを変動させることができる場合について簡潔に述べなさい。

### 第二問

#### ≪解答1≫

リスク・アプローチとは、財務諸表に重要な虚偽表示が生じる可能性が高い事項について重点的に監査の人員や時間を充てることにより、監査を効果的かつ効率的なものとすることができる監査の実施の方法である。

ここで、監査人と人的信頼関係のない利害関係者が監査意見を信頼して受容するためには、監査意見の保証 水準が常に合理的に高い水準に保たれていることが必要である。

そして、監査意見の保証水準は監査リスクの補数という関係にあるため、監査意見の保証水準を合理的に高い水準に保つことは、監査リスクを合理的に低い水準に保つことを意味する。

リスク・アプローチに基づく監査では、財務諸表に重要な虚偽の表示が生じる可能性が高い事項について重点的に監査の人員や時間を充てることで、限られた監査資源の中で効果的に監査リスクを合理的に低い水準に抑えた上で、重要な虚偽の表示が生じる可能性が低い事項については相対的に充当する人員や時間を減らすことにより、同時に効率的な監査が達成されるのである。

### ≪解答2≫

監査人が被監査会社の内部統制に対して指導機能を発揮することにより、被監査会社の内部統制が改善されより有効に機能するようになれば、重要な虚偽表示リスクの構成要素である統制リスクが低下する。このように監査人が指導機能を発揮することにより重要な虚偽表示のリスクを間接的に低下させることができる場合がある。

## 論文グレードアップ答練 第2回

### 第二問

### 問3

平成 17 年の監査基準改訂においては、従来のリスク・アプローチの基本的な考え方はそのままに、より発展させた「事業上のリスク等を重視したリスク・アプローチ」が導入され、事業上のリスク等を考慮することが新たに求められることとなった。そこで、なぜ事業上のリスクを考慮する必要があるのか説明しなさい。

### 問4

従来、固有リスクと統制リスクとは別々に評価するものとされてきたが、平成17年の事業上のリスク等を重視したリスク・アプローチでは、監査人は、発見リスクの水準を決定するに当たり、原則として固有リスクと 統制リスクを結合した重要な虚偽表示のリスクを評価することとされた。この理由について述べなさい。

### 第二問

### ≪解答3≫

財務諸表の重要な虚偽の表示は、経営者不正や、会計方針の適用等に関する経営者の関与等から生ずる可能性が相対的に高くなってきおり、この経営者による関与は、事業上のリスクに関連してもたらされる場合が多い。しかしながら、監査人の監査上の判断は、財務諸表の個々の項目に集中する傾向があり、このことが、経営者の関与によりもたらされる重要な虚偽の表示を看過する原因となることが指摘されてきた。このため、リスク・アプローチの適用において、リスク評価の対象を広げ、内部統制を含む、企業及び企業環境を十分に理解し、財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす可能性のある事業上のリスク等を考慮する必要があるのである。

### ≪解答 4≫

固有リスクと統制リスクは実際には複合的な状態で存在することが多く、また、固有リスクと統制リスクとが独立して存在する場合であっても、監査人は、重要な虚偽の表示が生じる可能性を適切に評価し、発見リスクの水準を決定することが重要であり、固有リスクと統制リスクを分けて評価することは、必ずしも重要ではない。むしろ固有リスクと統制リスクを分けて評価することにこだわることは、リスク評価が形式的になり、発見リスクの水準の的確な判断ができなくなるおそれもあると考えられる。そこで、原則として、固有リスクと統制リスクを結合した「重要な虚偽表示のリスク」を評価したうえで、発見リスクの水準を決定することとされているのである。